

**平成26年度 グリーンプラン・パートナーシップ
(GPP) 事業に係るQ&A集**

平成26年5月

公益財団法人 日本環境協会
環境事業支援部 助成チーム
グリーンプラン・パートナーシップ (GPP) 事業事務局

目次

0. グリーンプラン・パートナーシップ事業全般について.....	6
問0-01 事業の目的は何ですか。	6
問0-02 GPP事業の支援事業メニューは何ですか。	6
問0-03 どのような者が支援を受けられますか。	6
問0-04 支援対象者について、交付規程にある「環境大臣の承認を経て補助事業者が認める者」とはどのような法人を指しますか。	6
問0-05 GPP事業はどのような体制で執行されますか。	6
問0-06 現在、実行計画等は策定していませんが、応募は可能でしょうか。	7
問0-07 3号、4号事業において、「環境に係る地域計画」に位置づけて実施する場合、なぜ、3号事業のみ計画への位置づけを要件としているのですか。	7
問0-08 現在実行計画等を策定していない（又は策定しているが補助対象事業を位置づけていない）場合、いつまでに事業を実行計画等に載せればよいのでしょうか。	7
問0-09 実行計画等への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業について、応募時に約した期間までに実行計画等が策定されていない場合、補助金の返還等の措置があり得ますか。	7
問0-10 申請時に推計したCO2削減効果が得られなかった場合、補助金返還等の措置があり得ますか。	7
問0-11 実行計画等への記載は、どの程度の具体性が求められますか。	8
問0-12 環境モデル都市に選定され、アクションプランを定めています。そのため、内容の重複する実行計画は策定しておりません。この場合は、アクションプランを実行計画に準ずるものとして応募は可能でしょうか。	8
問0-13 各号事業について提出すべき応募様式を教えてください。	8
問0-14 年に何度、応募のチャンスがありますか。	9
問0-15 補助対象事業を通じて収益が発生した場合、納付する必要がありますか。	10
問0-16 決算関係の書類の提出が義務付けられていますが、どのような条件をクリアしていれば良いのでしょうか。	10
問0-17 この補助金を活用して導入した設備につき、法人税法第42条に基づく固定資産等の圧縮額の損金参入は可能でしょうか。	10
問0-18 公募申請が採択された場合、公募申請から交付申請までの間に設備の導入計画を見直す等を行った場合、交付申請時に提出する事業実施計画書は公募申請時のものから変更しても構いませんか。	10
問0-19 補助事業の計画変更について、「ただし、軽微な変更は除く。」と記載されていますが、「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指すのでしょうか。	11
問0-20 交付規程には「必要と認められる経費については、概算払いをすることができる。」との記載がありますが、どのような場合を指すのでしょうか。	11
問0-21 民間事業者等が応募する場合に必要な「様式第1（別紙3）グリーンプラン・パートナーシップ事業公募申請に係る推薦書」を得るには具体的にどこに、どのように	

相談をすればよいのでしょうか。	11
問0-22 交付採択通知を受け、選定された補助事業者は、どの時点から当該補助事業における他の事業者と発注・契約等を取り進めてよいか教えてください。	11
問0-23 単年度の本補助事業応募に当たり、実施スケジュールを検討中ですが、事業の完了時期はどのように想定すればよいか教えてください。	11
問0-24 補助事業における利益等排除とは?	12
問0-25 補助事業終了後の取得財産の管理についての留意点は?	12
問0-26 公募要領の別添資料にある「個人情報のお取り扱いについて」は、特に誓約書を提出する必要はないのでしょうか。	12
問0-27 補助金における消費税等の仕入控除とは?	12
問0-28 実施計画書等の中に「国の環境モデル都市等への選定状況」を記載する欄がありますが、この記載はなぜ必要なのでしょうか。	12
1. 1号事業について	14
問1-01 どのような設備が補助対象となるのでしょうか。	14
問1-02 審査基準はどのようなものなのでしょうか。	14
問1-03 付帯工事の範囲はどこまででしょうか。	14
問1-04 既存設備の撤去に係る工事費は対象となりますか。	14
問1-05 本事業で導入する再生可能エネルギー発電設備により発電された電力を売電することは可能でしょうか。	14
問1-06 補助金額の上限・下限はありますか。	14
問1-07 蓄電池も補助対象になりますか。	15
問1-08 個人住宅を対象に再エネ・省エネ設備を導入する事業は対象となりますか。	15
問1-09 集合住宅を対象に再エネ・省エネ設備を導入する事業は対象となりますか。	15
問1-10 複数年の事業計画で応募することは可能でしょうか。	15
問1-11 複数年の事業計画について、単年度ごとにエネルギー起源 CO2 削減効果を発現することは必須でしょうか。	15
問1-12 例えば複数年事業計画の初年度において、実施設計のみであっても補助対象となるのでしょうか。	15
問1-13 複数年の事業計画で提案が認められた場合でも、翌年度も改めて公募に応募し、選定される必要があるのでしょうか。	16
問1-14 BEMS等のエネルギーマネジメントシステムは補助対象となるのでしょうか。	16
問1-15 設備の複合的な組合せで高効率の CO2 削減を達成する事業を計画しています。この場合、削減効果の評価は個別設備の積み重ねではなくシステム全体で評価してもよいのでしょうか。	16
問1-16 設備をリースにより導入することは可能でしょうか。	16
問1-17 E S C O事業の枠組みを用いて、設備を導入することは可能でしょうか。	17
問1-18 地方公共団体において複数の再エネ・省エネ設備を導入する事業計画につい	

て、自己調達及びリース調達の両方が混在している場合、補助率はどうなるのでしょうか。申請を分ける必要があるのでしょうか。	17
問 1-19 ひとつのプロジェクトの中で複数の主体が複数の再エネ・省エネ設備をそれぞれ導入する事業を計画しています。この場合、申請を分ける必要はありますか。また、削減効果は一体として算定しても差し支えないのでしょうか。	18
問 1-20 発電量等を計るための計測器等の購入については補助の対象となりますか。18	
問 1-21 グリーンニューディール基金事業で補助対象となるものも申請できますか。18	
問 1-22 「地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業」「離島の低炭素地域づくり推進事業」「病院等の低炭素化・災害時対応型事業」「地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業」など、他の事業で補助対象となるものも申請できますか。	18
問 1-23 バイオマスボイラー・コジェネレーションの導入を行いたい場合、交付規程にある対象設備の例のうち、どれに該当するとして申請すべきですか。	18
2. 2号事業について	20
問 2-02 審査基準はどのようなもののでしょうか。	20
問 2-03 実行計画に計上するかどうかを検討するためにF S調査を行う場合でも、この事業の対象となりますか。結果的に計上を見送っても構いませんか。	20
問 2-04 2号事業終了後にF I T（固定価格買取制度）の対象とすることを見込んでいる事業も2号事業の支援対象となりますか。	20
問 2-05 複数年にわたる事業実施は可能でしょうか。	20
問 2-06 事業化計画策定のためのF S事業を外注することはできますか。またその場合、外注してよいのは事業の一部に限られるのでしょうか。	20
3. 3号事業について	21
問 3-01 「自然公園」とは何でしょうか。	21
問 3-02 どのような者が申請できますか。	21
問 3-03 「公園管理者」とは何でしょうか。	21
問 3-04 どのような事業が対象となりますか。	21
問 3-05 公共施設を対象に再エネ・省エネ設備を導入する事業は対象となりますか。21	
問 3-06 自然公園では自然公園法の規制がありますが、本事業で設置する施設についても規制がかかりますか。	21
問 3-07 3号事業については、「地域協議会等による自然公園内の地区の利用等に係る計画」でも可とされていますが、地域協議会とはどのようなものですか。また、当該計画にはどのような内容が書かれている必要がありますか。	21
問 3-08 事業が自然公園内の地区ごとに定められている管理計画に位置付けられているものであれば、地域協議会等によってオーソライズされたものといえるので、補助金の対象となると考えてよいのでしょうか。	22

4. 4号事業について	24
問4-01 「里地里山」の定義は何でしょうか。	24
問4-02 「里地里山等」の「等」とはどのような地域でしょうか。	24
問4-03 どのような事業が補助対象となるのでしょうか。	24
問4-04 審査基準はどのようなものなのでしょうか。	24
問4-05 里地里山での事業において、ふれあい施設に太陽光パネルを載せるような場合、太陽光パネルは補助対象となるのでしょうか。	24
問4-06 ペレット加工などの燃料製造設備は補助対象となるのでしょうか。	25
問4-07 4号事業については、「生物多様性地域戦略、地域連携保全活動計画等の、地域公共団体が策定した環境に係る計画」でも可とされているが、生物多様性地域戦略、地域連携保全活動計画とはどのようなものなのでしょうか。また、当該計画にはどのような内容が書かれている必要がありますか。	25
問4-08 「環境に係る計画」に含まれる、実行計画又は生物多様性地域戦略、地域連携保全活動計画以外の計画はどのようなものがありますか。	25
問4-09 CO2 削減及び生物多様性に貢献することをどのように証明したらよいのでしょうか。	25
問4-10 計画に位置づけていない燃料（計画地域外からの搬入や購入燃料）の補助対象施設での利用は可能でしょうか。	26

0. グリーンプラン・パートナーシップ事業全般について

問0-01 事業の目的は何ですか。

グリーンプラン・パートナーシップ事業（以下「GPP」といいます。）は、官民を問わず、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号、以下「温対法」という。）第20条第2項に基づく地球温暖化対策地方公共団体実行計画（温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策として策定された計画。以下「実行計画」という。）等^{*}に計上された事業の実現に必要な設備導入等に補助することで、地域の創意工夫を活かした体系的な施策による地域への普及を後押しし、豊かな低炭素地域づくりを推進することを目的としています。

※ 3号事業については地域協議会等による自然公園内の地区の利用等に係る計画（以下「地域計画」といいます。）、4号事業については生物多様性地域戦略、地域連携保全活動計画等の、地方公共団体が策定した環境に係る計画でも可です。以下、これらを総称して「実行計画等」といいます。

問0-02 GPP事業の支援事業メニューは何ですか。

GPP事業には、以下の支援事業メニューがあります。

- 1 実行計画計上事業に係る設備の導入（以下「1号事業」という。）
- 2 1号事業の事業化に向けた調査の実施及び計画の策定（以下「2号事業」という。）
- 3 自然公園における低炭素・自然共生型地域づくり事業に係る設備の導入（以下「3号事業」という。）
- 4 里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくりに必要な設備の導入（以下「4号事業」という。）

問0-03 どのような者が支援を受けられますか。

支援事業メニューに応じて異なりますが、1号、2号、4号事業については地方公共団体又は民間企業等、3号事業については民間企業等です。いずれの事業でも、支援対象は法人である者に限っており、個人は対象としていません。

問0-04 支援対象者について、交付規程にある「環境大臣の承認を経て補助事業者が認める者」とはどのような法人を指しますか。

医療法人、森林組合、漁業法人組合、管理組合法人、特定非営利活動法人などの各種法律に基づき設立された、法人格を有する組合・団体を想定しています。

問0-05 GPP事業はどのような体制で執行されますか。

GPP事業は、間接補助の形式で執行されます。環境省が公募により補助金の執行団体を選定し、執行団体が補助事業者を募集・採択して補助金を交付します。平成26年度は執行団体として公益財団法人 日本環境協会が選定されました。

問0-06 現在、実行計画等は策定していませんが、応募は可能でしょうか。

GPP事業では、補助対象事業の実行計画等への位置づけを要件としています（1, 2, 4号事業については、位置づけ予定でも可。ただし、3号事業を地域計画に位置づけて実施する場合には、位置づけ予定ではなく、すでに計画に位置づけられていることが必要です。）。これは、補助事業が地域の実状にあった施策の枠組みに位置づけられることにより、補助対象事業によるCO2削減効果に加えて取組の展開による追加的な削減効果が期待できるとの考えからです。実行計画（事務事業編）に位置づけられた事業の場合、その取組が地域の低炭素化政策につながるもので、将来的に実行計画等に位置づけられる場合には、対象になります。

問0-07 3号、4号事業において、「環境に係る地域計画」に位置づけて実施する場合、なぜ、3号事業のみ計画への位置づけを要件としているのですか。

3号事業は要件として地域協議会等が策定した計画に基づくものとされています（地域協議会等については、「問3-07」を参照ください。）。これは、上述のとおり、補助事業が地域の実状にあった施策の枠組みに位置づけられることにより、補助対象事業によるCO2削減効果に加えて取組の展開による追加的な削減効果が期待できるとの考えからです。ただし、CO2削減に係るものについては、将来、実行計画等に位置づけられることを前提に予定でも可能です。

問0-08 現在実行計画等を策定していない（又は策定しているが補助対象事業を位置づけていない）場合、いつまでに事業を実行計画等に載せればよいのでしょうか。

申請時点で実行計画等への位置づけが無い場合、申請にあたって、実行計画等の記載予定について記述していただく必要があります。なお、実行計画への計上については、概ね3年以内を目途としています。

問0-09 実行計画等への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業について、応募時に約した期間までに実行計画等が策定されていない場合、補助金の返還等の措置があり得ますか。

概ね3年以内に実行計画等への位置づけがされなかった事業については、先ずはその理由を地方公共団体（3号事業の場合は地方公共団体は又は公園管理者）に問合わせることになります。

問0-10 申請時に推計したCO2削減効果が得られなかった場合、補助金返還等の措置があり得ますか。

補助事業者には、事業終了後3年間に亘って、環境大臣に対し、CO2削減効果等に関する報告を年度毎に行っていただきます。その際、公募申請時に推計したCO2削減効果が得られていなければ、まずは補助事業者にその原因分析をしていただき、理由によっては補助金を返還していただくこともあり得ます。従って、公募申請時のCO2削減効果については、一定の安全率を見込む等して無理のない推計を行ってください。

問0-11 実行計画等への記載は、どの程度の具体性が求められますか。

実行計画等への記載の程度について、特に縛りはありません。一例として、“バイオマスボイラーの普及”程度の記載でも差し支えありません。

ただし、申請にあたっては、民間事業者による事業であれば地方公共団体による推薦書（3号事業の場合は、地方公共団体又は公園管理者による推薦書）に、地方公共団体自身による事業であればプロジェクト概要書において、事業における地方公共団体の役割や今後の施策展開等を詳述していただく必要があります。

問0-12 環境モデル都市に選定され、アクションプランを定めています。そのため、内容の重複する実行計画は策定しておりません。この場合は、アクションプランを実行計画に準ずるものとして応募は可能でしょうか。

実行計画の策定にあたっては、定めるべき事項、都市計画等への配慮、パブリックコメントの実施等の法定要件があります。アクションプランがこれらの要件を満たし、区域施策編として扱うとの決定が当該地方公共団体においてなされていれば、アクションプランを実行計画に相当するものとして取扱うこととします。

問0-13 各号事業について提出すべき応募様式を教えてください。

公募申請に必要な応募様式は、以下の「表1」に示すとおりです。なお、公募申請者が地方公共団体であるか民間事業者等であるかによって、又は1号事業～4号事業のどの案件で応募するかによって、公募申請時に提出すべき応募様式が異なりますのでご注意ください。ついては、公募申請者は、「表1」を充分にご確認の上、本一覧表に基づき必要応募様式書類を準備願います。

なお、申請にあたっては、「表1」の様式第1（別紙3）のとおり、民間事業者による事業であれば地方公共団体による推薦書（3号事業の場合は、地方公共団体又は公園管理者による推薦書）の提出が必要になります。特に、本推薦書の取得については、時間を要することも想定されますので、早めの準備をお願いいたします。

表1 公募申請に必要な応募様式一覧表

公募申請者	地方公共団体			民間事業者等			
	1号	2号	4号	1号	2号	3号	4号
様式第1 (公募申請頭紙)	必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要
様式第1(別紙1-1-1) (事業実施計画書ハード 用)	必要		必要	必要		必要	必要
様式第1(別紙1-1-2) (設備一覧等)	必要		必要	必要		必要	必要
様式第1(別紙1-1-3) (工程一覧等)	必要		必要	必要		必要	必要
様式第1(別紙1-2) (事業実施計画書ソフト 用)		必要			必要		
様式第1(別紙2-1) (経費内訳ハード用)	必要		必要	必要		必要	必要
様式第1(別紙2-2) (経費内訳ソフト用)		必要			必要		
様式第1(別紙3) (地方公共団体/公園管理 者推薦書)				必要 地方公 共団体	必要 地方公 共団体	必要 地方公 共団体 又は 公園管 理者	必要 地方公 共団体
様式第1(別紙4) (地方公共団体用プロジェ クト概要書)	必要	必要	必要				

問0-14 年に何度、応募のチャンスがありますか。

公募については、応募の状況にもよりますが、平成26年6月(第一回目)から平成

26年11月までの間に、数回の公募申請締切を予定しています。公募が終了するまでの間は、随時公募申請を提出いただけますが、採択に向けた審査はこれらの公募申請締切に合わせたスケジュールで行いますので、ご注意ください。ただし、平成26年度の予算がなくなり次第、今年度の公募は終了します。

問0-15 補助対象事業を通じて収益が発生した場合、納付する必要がありますか。

交付規程第24条にあるとおり、補助事業の成果によって相当の収益があった場合には、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付していただく場合があります。したがって、補助事業により導入した設備に係る収入については、区分して経理を行っていただき、補助事業の結果として収益が生じ、不明な点がある場合は、先ず協会へご相談ください。その状況に応じて、納付額の詳細な算出方法等を含め、対応させていただきます。

問0-16 決算関係の書類の提出が義務付けられていますが、どのような条件をクリアしていれば良いのでしょうか。

決算関係の書類については、補助事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること、又は、事業実施のために必要な資金調達に係る確実な資金計画を有していることを、申請の際にご提出頂く実施計画書における「資金計画」の欄における記載と併せて確認するためにご提出いただくものです。

複数年に亘って赤字決算が続いているなど、補助事業実施に当たっての資金繰りに懸念があると考えられる場合、公認会計士の審査を得た経営改善計画等を追加でご提出いただくことが考えられます。

問0-17 この補助金を活用して導入した設備につき、法人税法第42条に基づく固定資産等の圧縮額の損金参入は可能でしょうか。

本補助金は、法人税法第42条第1項及び所得税法第42条第1項の「国庫補助金等」に該当するため、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定（法人税法第42条）の適用を受けることができます。ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られます。

なお、これらの規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署等にご相談ください。

問0-18 公募申請が採択された場合、公募申請から交付申請までの間に設備の導入計画を見直す等を行った場合、交付申請時に提出する事業実施計画書は公募申請時のものから変更しても構いませんか。

交付申請の際に提出する実施計画書は、協会から特別な指示のない限り、公募申請の際に提出したものと同一のものとしてください。変更の内容にもよりますが、どうしても変更が必要な場合、交付決定後、変更申請を行って協会の変更交付決定を得てください。

問0-19 補助事業の計画変更について、「ただし、軽微な変更は除く。」と記載されていますが、「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指すのでしょうか。

「軽微な変更」とは、補助対象経費において、それぞれの費目の配分額の15%以内の変更であり、かつ以下の2点に該当する場合を指します。

- ・事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者の自由な創意により、より能率的な事業目的達成に資するものと考えられる場合
- ・事業目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

なお、変更する必要が生じ、不明な点がある場合は、協会へご相談ください。

問0-20 交付規程には「必要と認められる経費については、概算払いをすることができる。」との記載がありますが、どのような場合を指すのでしょうか。

必要でありやむを得ないと協会が判断した場合は、国と協議の上、概算払いが可能となる場合もあります。ただし、この場合でも、最低3カ月程度の期間をいただきます。

問0-21 民間事業者等が応募する場合に必要な「様式第1（別紙3）グリーンプラン・パートナーシップ事業公募申請に係る推薦書」を得るには具体的にどこに、どのように相談をすればよいのでしょうか。

まずは当該CO2削減対象となる区域をその行政区域に有する地方公共団体（市町村でも都道府県でも構いません。3号事業の場合、公園管理者又は地方公共団体）へ行かれて、当該応募様式に基づき、必要な記載事項等についてご相談ください。本推薦書の取得については、時間を要することも想定されますので、早めの準備をお願いいたします。

問0-22 交付採択通知を受け、選定された補助事業者は、どの時点から当該補助事業における他の事業者と発注・契約等を取り進めてよいか教えてください。

協会からの交付決定を受けた補助事業者は、交付決定受理後、事業を開始することが可能となります。補助事業者が補助目的を達成するため他の事業者等と発注・契約締結をするに当たっては、交付決定前からの当該発注・契約締結に向けた準備行為は認められますが、当該発注・契約締結の日付については、交付決定日前の日付では認められません。必ず交付決定日以降となるようにご注意願います。

問0-23 単年度の本補助事業応募に当たり、実施スケジュールを検討中ですが、事業の完了時期はどのように想定すればよいか教えてください。

補助事業が完了した場合、補助事業者は、その完了後30日以内又は遅くとも当該年度の3月10日必着で、実績報告書を協会に提出しなければなりません(年度内完了、報告書提出が必須)。したがって、補助事業完了予定期日については、当該年度の2月末を越えないようにお願いします。

なお、公募については、応募の状況にもよりますが、平成26年6月（第一回目）か

ら平成26年11月までの間に、数回の公募申請締切を設けることを予定しています(ただし、26年度の予算がなくなり次第、今年度の公募は終了します。)。よって、応募時期については、2月末から逆算し、事業における機器等の納期、建設工期等も十分にご勘案のうえ、余裕をもって、ご予約ください。

問0-24 補助事業における利益等排除とは？

自社調達及び100%同一資本に属するグループ企業からの調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額(製造原価)を補助対象経費の実績額とします。また、関係会社からの調達分についても原則原価計算等により、利益相当分を排除した額(製造原価と販売費及び一般管理費の合計)を補助対象経費の実績額とします(詳細については、公募要領の「別紙添付資料 3 本補助金における利益等排除について」を参照ください。)

問0-25 補助事業終了後の取得財産の管理についての留意点は？

補助事業者は、交付規程に基づき、補助事業により取得し又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。また、耐用年数に達していない財産の処分制限等があります(詳細については、交付規程の第21条財産の処分の制限を参照ください。)

これらの規程に従っていただけない場合、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。なお、取得財産等には、環境省による補助事業である旨を明示しなければなりません。

問0-26 公募要領の別添資料にある「個人情報のお取扱いについて」は、特に誓約書を提出する必要はないのでしょうか。

本件については、当該別添資料をご覧ください、趣旨にご同意の上、応募書類で求められている個人情報についてご記入いただくだけで結構です。「暴力団排除に関する誓約書」と異なり、誓約書を提出していただく必要はありません。

問0-27 補助金における消費税等の仕入控除とは？

補助金の交付決定又は額の確定にあたっては、補助対象経費から消費税及び地方消費税等相当額を除外した補助金額を算定し、交付決定又は額の確定を行います。詳細な計算方法等については、公募要領の「別紙添付資料 6 補助金に係る消費税等の仕入控除について」を参照ください。

問0-28 実施計画書等の中に「国の環境モデル都市等への選定状況」を記載する欄がありますが、この記載はなぜ必要なのでしょうか。

政府の事業(環境モデル都市、環境未来都市、地域活性化モデルケース、バイオマス産業都市構想等を想定)で国のモデルとして選定されている場合、集中支援の必要性が高いと考えられること、事業実施後の地方公共団体区域内への普及の確実性がより高い

と考えられること等から、当該記載欄を設けているものです。

1. 1号事業について

問1-01 どのような設備が補助対象となるのでしょうか。

エネルギー起源CO₂の削減に直接資する設備（例えば、太陽光パネル、バイオマスボイラー等）が補助対象となります。技術そのものは必ずしも最先端である必要はありませんが、機器の効率など「予め定める技術水準」*を満たすものをご支援します。ただし、大規模事業（単年度の補助金額が1億円/年を越す年がある事業）の場合には、設備の先導性や事業の実証的性格も審査対象となることが想定されます。

*「予め定める技術水準」の詳細については、交付規程の「別表第4の1. 地域のニーズや特性を生かした地域協働による低炭素地域づくり事業の(1) 実行計画上事業に係る設備等の導入（第4条第1号事業）の②補助対象設備等の条件について」及び公募要領の「別紙添付資料 1 第1号事業の例示」を参照ください。

問1-02 審査基準はどのようなものなのでしょうか。

審査基準は、協会が設置する審査委員会において策定されますが、上記の予め定める技術水準を満たすほか、実施スケジュール・実施体制（事業の実施・継続の見込み）、実行計画等への位置づけ、すなわち補助対象事業を核にどのように域内に普及させていくかなどが想定されます。詳細については、公募要領の「審査のチェックポイント」を参照ください。

問1-03 付帯工事の範囲はどこまででしょうか。

付帯工事の範囲は、エネルギー起源CO₂の削減を達成するために必要な範囲です。例えば配管について、補助対象設備（エネルギー起源CO₂削減に直接資する設備）と補助対象設備をつなぐものについては原則対象とします。詳細については、公募要領の「別紙添付資料 2 再エネ・省エネ設備等の補助対象経費の例示」を参照ください。

問1-04 既存設備の撤去に係る工事費は対象となりますか。

既存設備の撤去に係る工事費は補助対象経費となりませんので、設備更新の場合、撤去に係る工事費と設備導入に係る工事費とは切り分けた上で、後者のみを計上してください。

問1-05 本事業で導入する再生可能エネルギー発電設備により発電された電力を売電することは可能でしょうか。

固定価格買取制度の適用は認められませんが、電気事業者との個別契約において価格等を決定し、売電することは可能です。なお、売電により相当の収益が発生した場合に、補助金の全部又は一部の納付を求めることがあるので御留意ください。

問1-06 補助金額の上限・下限はありますか。

特に上限・下限は設けていません。

問 1-07 蓄電池も補助対象になりますか。

蓄電池だけでは直接の CO2 削減効果は無いため、補助対象とはなりません。再生可能エネルギーの効率的利用のために必須である場合に限定して補助対象となり得ます。なお、設置する施設が防災拠点である場合、グリーンニューディール基金で蓄電池と太陽光パネル等の導入が可能であるため、まずはグリーンニューディール基金の活用を御検討ください。

問 1-08 個人住宅を対象に再エネ・省エネ設備を導入する事業は対象となりますか。

本事業は、エネルギー起源 CO2 の削減効果を着実にフォローする観点から、法人格のある者のみを対象としており、個人を対象としていません。設備の所有権を民間事業者等が有したまま、個人住宅にリースするような事業の場合、事業の仕組みが実行計画等に則った取組展開に向けた合理的なものであれば補助対象となり得ます。

問 1-09 集合住宅を対象に再エネ・省エネ設備を導入する事業は対象となりますか。

本事業は、エネルギー起源 CO2 の削減効果を着実にフォローする観点から、法人格のある者のみを対象としています。その点を含む要件に当てはまる事業であれば対象となり得ます。

問 1-10 複数年の事業計画で応募することは可能でしょうか。

例えば風力発電の建設等の大規模な事業の場合、1年間では工事が完了しないことも想定されます。こうした事業の場合、応募時に原則3年以内で事業計画を提案することは可能です。なお、複数年度に亘る事業計画を提案して採択された場合であっても、交付申請は、2年目以降も毎年度、行っていただきます。また、2年目以降の支援の可否については、予算が確保されることを前提とするものであるほか、各年度の事業報告書等を審査委員会等で確認し、例えば事業スケジュールが大幅に遅れているような場合には、2年目以降のご支援ができないこともあり得ます。

問 1-11 複数年の事業計画について、単年度ごとにエネルギー起源 CO2 削減効果を発現することは必須でしょうか。

事業の性質上、単年度で設備の稼働が困難な場合で、当初の計画提案段階から、それが示されている場合は、単年度ごとの二酸化炭素削減効果の発現を要しません。

問 1-12 例えば複数年度事業計画の初年度において、実施設計のみであっても補助対象となるでしょうか。

事業スケジュールが合理的であると認められる場合、初年度は実施設計のみの計上も可とします。

問 1-13 複数年度の事業計画で提案が認められた場合でも、翌年度も改めて公募に応募し、選定される必要があるのでしょうか。

複数年度の計画として提案し、採択された事業であれば、改めての応募は必要ありませんが、交付申請については年度ごとに必要となります。交付決定については、改めて審査委員会等において事業報告書等により年度までの事業の進捗等を確認した上で行います。

問 1-14 BEMS等のエネルギーマネジメントシステムは補助対象となるのでしょうか。

BEMS（ビルのエネルギーマネジメントシステム）も補助対象となり得ます。単なる見える化、ピークカットの場合は対象とはなりません。エネルギー起源 CO2 削減に結びつく設備、例えば改修による省エネ機器導入に際し、当該機器を含むエネルギーマネジメントシステムの効率化に不可欠なものとして合理的な説明があれば、補助対象となり得ます。その他、FEMS（工場）、CEMS（地域全体）等も同様です。ただしHEMS（住宅）については、本事業は個人を対象としていないため、事業の仕組みが実行計画等に則った取組展開に向けた合理的なものでない限り、補助対象となりません。

問 1-15 設備の複合的な組合せで高効率の CO2 削減を達成する事業を計画しています。

この場合、削減効果の評価は個別設備の積み重ねではなくシステム全体で評価してもよいのでしょうか。

設備の複合的な組合せの場合、削減効果について、システム全体で評価することは差し支えありません。例えば新規で再エネ街区を開発する場合、当該街区で通常想定される電気・ガスの使用量をベース（比較対象）とし、事業開始時点の直近の地域別・業種別のエネルギー消費統計における床面積当たりの消費量等から推計した上で、設備導入後に見込まれる電気・ガスの使用量との差分を CO2 削減効果として算出することは可能です。

問 1-16 設備をリースにより導入することは可能でしょうか。

リースによる設備導入については、次の要件を充足する場合、補助対象となります。

- ・リース先とリース事業者との共同申請とすること（代表申請者は設備の所有者、すなわちリース事業者とすること）。
- ・リース料から補助金相当分を減額することを約すること（契約書案等添付。減額の方法については、リース契約全期間において補助金相当分をリース料に反映させるといった方式を想定。補助金の還元額の比重がリース料支払期間の後半に偏る等、リース先に不利となる還元方法は認められない。）。
- ・リース期間は原則として法定耐用年数以上の契約とすること。法定耐用年数より短期間とする場合は、リース契約終了後、法定耐用年数期間まで継続して当該補助設備を使用できる契約内容とする場合に限ること（契約書案を添付）。

なお、設備の所有者がリース事業者であるため、この場合の補助率としては、共同申請者の属性等にかかわらず、民間事業者向けの 1/2 を適用します。また、この場合、

補助対象設備の管理義務、CO2 排出削減効果報告義務は、一義的には当該設備の所有者であるリース事業者にあります。

問 1-17 ESCO事業の枠組みを用いて、設備を導入することは可能でしょうか。

ESCOによる設備導入を行う場合であっても、補助の対象はあくまで設備の所有者に対してとなります。具体的には、活用するESCO事業の契約方式により対応が異なることとなります。

① ギャランディード・セイビングス契約

事業者が直接設備を調達する方式であり、設備の導入に係る費用は補助対象となります。補助の対象となるのはあくまで設備導入（購入）費用のみであり、ESCO事業者への料金は含みません。

② シェアード・セイビングス契約

ESCO事業者（リース事業者）が設備を調達してリースする方式であり、「問 1-16」のリース事業者を含む申請と同様、次の要件を充足する場合申請可能となります。

- ・ESCO事業者を代表申請者として申請すること。
- ・補助金相当分をESCO費用から確実に減額することを約すること（契約書案等添付）。
- ・リース期間は原則として法定耐用年数以上の契約とすること。法定耐用年数より短期間とする場合は、リース契約終了後、法定耐用年数期間まで継続して当該補助設備を使用できる契約内容とする場合に限る（契約書案等添付。減額の方法については、リース契約全期間において補助金相当分をリース料に反映させるといった方式を想定。補助金の還元額の比重がリース料支払期間の後半に偏る等、リース先に不利となる還元方法は認められない。）。なおこの場合には、共同申請者の属性等にかかわらず、補助率として民間事業者向けの1/2を適用する。

なお、この場合、補助対象設備の管理義務、CO2 排出削減効果報告義務は、一義的には当該設備の所有者であるリース事業者にあります。

問 1-18 地方公共団体において複数の再エネ・省エネ設備を導入する事業計画について、自己調達及びリース調達の両方が混在している場合、補助率はどうなるのでしょうか。申請を分ける必要があるのでしょうか。

複数の再エネ・省エネ設備を導入する事業計画について、自己調達及びリース調達が混在している場合であっても、ひとつのプロジェクトであれば申請自体を分ける必要はありません。ただし申請書の中で調達方式の違いにより導入設備を明確に区分し、それぞれの区分に沿って設備に異なる補助率を適用することとなります。

問 1-19 ひとつのプロジェクトの中で複数の主体が複数の再エネ・省エネ設備をそれぞれ導入する事業を計画しています。この場合、申請を分ける必要はありますか。また、削減効果は一体として算定しても差し支えないでしょうか。

ひとつのプロジェクトの中で設備の所有者が各々違っている場合、申請を分ける必要はなく、共同申請としてください。その際、代表申請者を1者に決めてください（代表申請者は、補助対象設備を所有する者に限ります）。補助金の交付決定及び交付は代表申請者のみに対して行うほか、プロジェクト全体の進捗管理等の責任についても、一義的には代表申請者の責任となります（個々の設備の管理責任は各々の設備所有者にあります）。交付後の補助金の流れやプロジェクト全体の役割分担、各設備の管理責任の所在等が明確になるよう、それらを実施計画書内の体制図において記載するとともに、申請者の間で締結した協定書等を補足資料として提出してください。

また、システム全体で削減効果を評価することは差し支えありません。その場合のCO2削減効果の算定方法については、「問1-15」を参照してください。

問 1-20 発電量等を計るための計測器等の購入については補助の対象となりますか。

計測のための専用の端末と一体不可分なシステムであれば認めることが可能です。ただし、データ管理のためのパソコン等は、他の用途にも活用でき得るため対象とはなりません。

問 1-21 グリーンニューディール基金事業で補助対象となるものも申請できますか。

防災拠点や災害時に機能を保持すべき施設への再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギー及び高効率省エネ機器導入の場合は、まずはグリーンニューディール基金の活用をお考えください。公共施設への再エネ・省エネ設備の導入の場合、地方公共団体による申請の場合「地方公共団体用プロジェクト概要書」に、民間事業者等による申請の場合「地方公共団体推薦書」に、グリーンニューディール基金が活用できない理由を記載してください。

問 1-22 「地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業」「離島の低炭素地域づくり推進事業」「病院等の低炭素化・災害時対応型事業」「地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業」など、他の事業で補助対象となるものも申請できますか。

グリーンプラン・パートナーシップ事業は、補助対象設備の普及方針が実行計画等に位置づけられるものをご支援する事業です。この趣旨に当てはまらず、個別技術等につき特別に補助メニューが設けられているものについては、そちらにご応募ください。

問 1-23 バイオマスボイラー・コジェネレーションの導入を行いたい場合、交付規程にある対象設備の例のうち、どれに該当するとして申請すべきですか。

交付規程別表第4のボイラーやコジェネレーションは、化石燃料を燃料とするものを想定して機器効率等の技術水準を定めていますので、バイオマスを燃料とするものについ

ては、「その他協会が適当と認める設備等」に当たるものとして申請してください。

2. 2号事業について

問2-01 どのような事業が対象となりますか。

2号事業は、1号事業に相当する設備導入に向けた、事業化計画策定やF S調査をご支援するものです。具体的には、設備導入に向けて設備の規模や仕様を定めるもの、プロジェクトの始動に向けて資金計画を策定するものなどを想定しています。

問2-02 審査基準はどのようなものでしょうか。

審査基準は、協会が設置する審査委員会において策定されますが、計画策定や調査の対象がエネルギー起源CO2の排出削減に係るものであることのほか、実行計画における位置づけ、設備の本格導入に向けた課題設定、当該設備を核とした普及方針、事業スケジュールの妥当性、実施体制などが想定されます。

問2-03 実行計画に計上するかどうかを検討するためにF S調査を行う場合でも、この事業の対象となりますか。結果的に計上を見送っても構いませんか。

望ましくはありませんが、2号事業による調査・検討の結果を踏まえて見送るのであれば可能です。

問2-04 2号事業終了後にF I T（固定価格買取制度）の対象とすることを見込んでいる事業も2号事業の支援対象となりますか。

2号事業の趣旨は、1号事業に相当する設備導入に向けての調査等をご支援するものですので、F I Tの活用のみを念頭においている事業の場合、そうでない事業に比べてご支援の優先順位は低くなります。

問2-05 複数年にわたる事業実施は可能でしょうか。

2号事業については、原則として複数年度の事業計画は認めていません。

問2-06 事業化計画策定のためのF S事業を外注することはできますか。またその場合、外注してよいのは事業の一部に限られるのでしょうか。

事業化計画の策定のため外注を行う場合、特段の割合の制限は設けていません。

3. 3号事業について

問3-01 「自然公園」とは何でしょうか。

国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園のことをいいます。

問3-02 どのような者が申請できますか。

自然公園内の集団施設地区及びそれに準ずると認められる地区の公園事業者（民間事業者のみ）が対象となります。

問3-03 「公園管理者」とは何でしょうか。

国立公園についてはその地域を管轄する地方環境事務所長、国定公園及び都道府県立自然公園については都道府県知事のことをいいます。なお、「地域協議会等による自然公園内の地区の利用等に係る計画」に基づいて申請する場合には、公園管理者からの推薦書が必要となりますが、温対法に基づく実行計画の計上事業（1号事業）として申請する場合には、これらの推薦書は必要ありません。ただしその場合、当該実行計画を策定している地方公共団体の推薦書が必要となります。

問3-04 どのような事業が対象となりますか。

国立公園内におけるエネルギー起源CO₂の削減に直接資する設備（例：水力発電、バイオマスボイラー、高効率照明等）が補助対象となります。技術そのものは必ずしも最先端である必要はありませんが、機器の効率など予め定める技術水準*を満たすものをご支援します。

*「予め定める技術水準」の詳細については、交付規程の「2. 自然豊かな地域における低炭素・自然共生型地域づくり事業の(1)自然公園における低炭素・自然共生型地域づくり事業に係る設備等の導入（第4条第3号事業）の②補助対象設備等の条件等について」を参照ください。補助対象となる再エネ・省エネ設備等及びその要件については、交付規程の第4条第1号事業に準ずるものとするとなっています。

問3-05 公共施設を対象に再エネ・省エネ設備を導入する事業は対象となりますか。

本事業においては、地方公共団体が実施する事業は補助対象となりません。

問3-06 自然公園では自然公園法の規制がありますが、本事業で設置する施設についても規制がかかりますか。

本事業で設置する施設についても自然公園法の許可基準に合っている必要があります。また、各自然公園において策定している管理計画の基準にも合っている必要があります。

問3-07 3号事業については、「地域協議会等による自然公園内の地区の利用等に係る計画」でも可とされていますが、地域協議会とはどのようなものですか。また、当該計画にはどのような内容が書かれている必要がありますか。

地域協議会とは、例えば、集団施設地区内における民間事業者（宿泊業者等）、地方

公共団体、公園管理者等から構成される協議会を想定しています。

交付を受ける条件として、地域協議会等からの申請により審査委員会が承認した地域計画に関連する事業であって、当該計画には CO2 削減に関する目標等が書かれている必要があります。計画の内容としては、自然公園内の集団施設地区等において利用ルール等を策定した計画を想定しています。なお、温対法に基づく実行計画に計上される事業として 3 号事業を実施する場合は、上記計画がある必要はありません。

問 3-08 事業が自然公園内の地区ごとに定められている管理計画に位置付けられているものであれば、地域協議会等によってオーソライズされたものといえるので、補助金の対象となると考えてよいでしょうか。

対象となると考えられます。なお、その場合も、当然 CO2 削減に関する目標等が記述されている必要があります。

その他、以下の問については、「1. 1号事業について」における各々同様の問に対する回答と同じですので、そちらを参照願います。

- ・ 審査基準はどのようなものでしょうか。
- ・ 付帯工事の範囲はどこまででしょうか。
- ・ 既存施設の撤去に係る工事費は対象になりますか。
- ・ 本事業で導入する再生可能エネルギー発電施設により発電された電力を売電することは可能でしょうか。
- ・ 補助金額の上限・下限はありますか。
- ・ 蓄電池は補助対象となりますか。
- ・ 複数年の事業計画で応募することは可能でしょうか。
- ・ 複数年の事業計画について、単年度ごとにエネルギー起源 CO2 削減効果を発現することは必須でしょうか。
- ・ 例えば複数年事業計画の初年度において、実施設計のみであっても補助対象となるでしょうか。
- ・ 複数年の事業計画で提案が認められた場合でも、翌年度も改めて公募に応募し、選定される必要があるのでしょうか。
- ・ 設備の複合的な組合せで高効率の CO2 削減を達成する事業を計画しています。この場合、削減効果の評価は個別設備の積み重ねではなくシステム全体で評価してもよいのでしょうか。
- ・ 設備をリースにより導入することは可能でしょうか。
- ・ ひとつのプロジェクトの中で複数の主体が複数の再エネ・省エネ設備をそれぞれ導入する事業を計画しています。この場合、申請を分ける必要はありますか。また、削減効果は一体として算定しても差し支えないでしょうか。
- ・ 発電量等を計るための計測器等の購入については補助の対象となりますか。
- ・ 「地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業」「離島の低炭素地域づくり推進事業」

- 「病院等の低炭素化・災害時対応型事業」「地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業」など、他の事業で補助対象となるものも申請できますか。
- ・ バイオマスボイラー・コジェネレーションの導入を行いたい場合、交付規程にある対象設備の例のうち、どれに該当するとして申請すべきですか。

4. 4号事業について

問4-01 「里地里山」の定義は何でしょうか。

「里地里山」とは、原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域です。4号事業については、補助申請者が申請書に保全対象となる自然環境の概要について地域社会との関連性を踏まえ記載することにより対象地域が「里地里山」として位置づけられることを説明する必要があります。

問4-02 「里地里山等」の「等」とはどのような地域でしょうか。

里地里山以外で4号事業の対象となる地域は、都市緑地、社寺林等の地域社会と密接に関わる自然環境です。補助申請者が申請書に保全対象となる自然環境の概要について地域社会との関連性を踏まえ記載することにより対象地域が「地域社会と密接に関わる自然環境」として位置づけられることを説明する必要があります。

問4-03 どのような事業が補助対象となるのでしょうか。

里地里山等の地域社会と密接に関わる自然環境を有する地域において、エネルギー起源CO₂の削減に直接資する設備の導入により、里地里山等の保全活動を推進することで、生物多様性の保全に資する事業が補助対象となります。例えば、里地里山保全活用で発生するバイオマス等を活用したバイオマスボイラーや地域内の小河川等での水力発電設備等です。技術そのものは必ずしも最先端である必要はありませんが機器の効率など予め定める技術水準*を満たすものをご支援します。

*「予め定める技術水準」の詳細については、交付規程の「2. 自然豊かな地域における低炭素・自然共生型地域づくり事業の(2)里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくり事業に係る設備等の導入(第4条第4号事業)の②補助対象設備等の条件等について」を参照ください。補助対象となる再エネ・省エネ設備等及びその要件については、交付規程の第4条第1号事業に準ずるものとするようになっていきます。

問4-04 審査基準はどのようなものでしょうか。

審査基準は、協会が設置する審査委員会において策定されますが、上記の予め定める技術水準を満たすほか、実施スケジュール・実施体制(事業の実施・継続の見込み)、事業がその地域の温暖化対策と生物多様性保全にとって必須であることや、地方公共団体の政策で事業を契機にどのように取組を広げる計画かなどが想定されます。

問4-05 里地里山での事業において、ふれあい施設に太陽光パネルを載せるような場合、太陽光パネルは補助対象となるのでしょうか。

低炭素地域づくりと生物多様性保全の両方への貢献や波及効果が見込まれるものであれば対象となります。例えば、里地里山におけるふれあい施設への太陽光パネルの導入により浮いた光熱費を里地里山保全活動の費用に充当するといった事業が考えられます。

問4-06 ペレット加工などの燃料製造設備は補助対象となるのでしょうか。

ペレット加工などの燃料製造設備だけでは、直接のCO2削減効果はないため、補助対象とはなりません。

問4-07 4号事業については、「生物多様性地域戦略、地域連携保全活動計画等の、地域公共団体が策定した環境に係る計画」でも可とされているが、生物多様性地域戦略、地域連携保全活動計画とはどのようなものでしょうか。また、当該計画にはどのような内容が書かれている必要がありますか。

生物多様性地域戦略とは、生物多様性基本法に基づき地方公共団体が努力義務として策定する、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画です。

地域連携保全活動とは、平成22年に制定された生物多様性地域連携促進法に基づき、各地域の自然的・社会的条件に応じ、多様な主体が有機的に連携して行う生物の多様性を保全するための活動であり、地域連携保全活動計画とは、当該活動に取り組むための実行計画です。市町村は、地域連携保全活動基本方針に基づき、当該計画を策定することができます。

交付を受ける条件として、当該計画にはCO2削減及び生物多様性保全に関する目標等が書かれている必要があります。計画の内容としては、実行計画における位置づけがなされている事業若しくは実行計画への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業であり、又は生物多様性地域戦略、地域連携保全活動計画等の環境に係る計画に位置づけられている事業若しくはそれらの環境に係る計画への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業であって、低炭素・自然共生型地域づくりへの貢献や波及効果が見込まれること、地域コミュニティの活性化につながる工夫があるなど、取組の継続が見込まれること、生物多様性の保全に資する事業であることなどがポイントとなります。

問4-08 「環境に係る計画」に含まれる、実行計画又は生物多様性地域戦略、地域連携保全活動計画以外の計画はどのようなものがありますか。

みどりの基本計画や環境基本計画、地方公共団体独自の里山保全計画、森林保全計画など、地方公共団体が策定する計画を想定しています。

問4-09 CO2削減及び生物多様性に貢献することをどのように証明したらよいのでしょうか。

実施計画書において、CO2削減効果及び生物多様性保全効果を記載いただくことになっています。記載いただいた計画の結果については、事業実施後、交付規定25条に基づく事業報告書でCO2削減効果と里地里山保全活動の実施状況を報告して頂くこととなっていますので、CO2削減と生物多様性保全への貢献を確認することができると考えています。

問4-10 計画に位置づけていない燃料（計画地域外からの搬入や購入燃料）の補助対象施設での利用は可能でしょうか。

計画地域以外の保全活動から発生した燃料又は購入による燃料等の利用は可能ですが、利用にあたっては、施設導入後は、実施計画に基づくエネルギー起源 CO2 削減効果と生物多様性保全効果の両方の達成が求められることに留意する必要があります。例えば、年間の計画相当量を燃料として利用した後でなければ、他地域から搬入した燃料等の利用は原則として認められません。他地域から搬入した燃料等を利用する場合、利用する燃料は、事業の波及効果の観点から、購入材より生物多様性保全効果に資する里地里山の保全活動等から発生するバイオマスの活用が好ましいと考えます。

その他、以下の問については、「1. 1号事業について」における各々同様の問に対する回答と同じですので、そちらを参照願います。

- ・付帯工事の範囲はどこまででしょうか。
- ・既存設備の撤去に係る工事費は対象となりますか。
- ・本事業で導入する再生可能エネルギー発電設備により発電された電力を売電することは可能でしょうか。
- ・補助金額の上限・下限はありますか。
- ・蓄電池の補助対象になりますか。
- ・個人住宅を対象に再エネ・省エネ設備を導入する事業は対象となりますか。
- ・集合住宅を対象に再エネ・省エネ設備を導入する事業は対象となりますか。
- ・複数年の事業計画で応募することは可能でしょうか。
- ・複数年の事業計画について、単年度ごとにエネルギー起源 CO2 削減効果を発現することは必須でしょうか。
- ・例えば複数年事業計画の初年度において、実施設計のみであっても補助対象となるでしょうか。
- ・複数年の事業計画で提案が認められた場合でも、翌年度も改めて公募に応募し、選定される必要があるのでしょうか。
- ・設備の複合的な組合せで高効率のCO2削減を達成する事業を計画しています。この場合、削減効果の評価は個別設備の積み重ねではなくシステム全体で評価してもよいのでしょうか。
- ・設備をリースにより導入することは可能でしょうか。
- ・地方公共団体において複数の再エネ・省エネ設備を導入する事業計画について、自己調達及びリース調達の両方が混在している場合、補助率はどうなるのでしょうか。申請を分ける必要があるのでしょうか。
- ・ひとつのプロジェクトの中で複数の主体が複数の再エネ・省エネ設備をそれぞれ導入する事業を計画しています。この場合、申請を分ける必要はありますか。また、削減効果は一体として算定しても差し支えないのでしょうか。
- ・発電量等を計るための計測器等の購入については補助の対象となりますか。

- ・グリーンニューディール基金事業で補助対象となるものも申請できますか。
- ・「地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業」「離島の低炭素地域づくり推進事業」「病院等の低炭素化・災害時対応型事業」「地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業」など、他の事業で補助対象となるものも申請できますか。
- ・バイオマスボイラー・コジェネレーションの導入を行いたい場合、交付規程にある対象設備の例のうち、どれに該当するとして申請すべきですか。

以上